

令和7年度 東京都立墨東特別支援学校いじめ防止基本方針

令和7年4月1日
校長 決 定

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) 児童・生徒が安心して学校生活を送り、学校本来の目的である児童・生徒の健やかな成長と人格形成を図るために、いじめを未然防止するとともに根絶する。
- (2) いじめは、いじめを受けた児童・生徒の人権を著しく侵害する許されない行為であることを、教職員一同が深く認識し、児童・生徒にも理解させる。
- (3) 学校、保護者、関係者等が一丸となって、いじめの問題に取り組む。
- (4) いじめ以外にも、児童・生徒の心身に影響を与える学校内外における体罰や虐待についても人権上の問題として対応に努め、児童・生徒を守っていく。
- (5) 教職員は人権感覚を磨き、児童・生徒一人一人が生き生きと学び、豊かな心を育ていけるよう、学校内外における児童・生徒の人権を確立する。

2 学校及び教職員の責務

学校及び学校の教職員は、上に示した基本的な考え方にとっとり、保護者、関係者、地域等と連携しながら、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組み、児童・生徒がいじめを受けている、もしくは行っていると思われるとき、速やかに管理職に報告するとともに、迅速かつ適切に対処する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) いじめ・体罰・自殺防止委員会

ア 設置の目的

児童・生徒のいじめの未然防止、早期発見及びその解決に取り組むため、いじめ問題等に関する委員会を設置する。

イ 所掌事項

- ・ いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処等の各段階の取組についての計画立案及び協議
- ・ 事案発生時の対応
- ・ 重大事態への対処

ウ 会議

- ・ 定例の会議を月2回もつ。その他、必要に応じて会議を招集する。
- ・ 事案発生時には会議を招集し、対応について協議する。

エ 委員構成

- ・ 校長、副校長、経営企画室長、主幹教諭、指導教諭等をもって、委員会を構成する。
- ・ 事案発生時には、当該学部の学年主任、担任等が加わる。

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

- ア 人格の否定や相手の尊厳を損ねる行為、人権を侵害する行為、心身に不当な苦痛を与える行為等は、絶対に許されないことである、という意識を学校全体に浸透させる。

- イ 児童・生徒がみずから適切な言動やコミュニケーション行動を取れるよう言語活動の指導や情報教育を行うとともに、児童・生徒の相互の関係において適切なやりとりが行われるよう道徳、対人関係、マナー等の指導を行う。これらは、学校生活全体をとおして全校教職員が意識的に指導を行っていく。
- ウ 児童・生徒が自己肯定感や自尊感情を育てていけるよう、学習指導や特別活動等の全般をとおして計画的に指導を行うことで、児童・生徒が互いの尊厳を認め合い、励ましあって成長していけるような学校生活を作る。
- エ 道徳や特別活動等の時間を活用して、いじめの問題や適切な人間関係のあり方等について指導する。また、児童会や生徒会活動、学級活動、課外活動等の場面において、児童・生徒による主体的な取り組みが行われるよう支援する。
- オ 学校（各学級担任）が保護者・家庭と日常的に緊密な連携を図る中で、未然防止・早期発見・早期対応ができるようにする。

（２）早期発見のための取組

- ア 学級、学年、学部では、定例の会議において児童・生徒の動向を報告し、常に情報を共有する。学部の動向は、企画調整会議等においても報告する。
- イ 児童・生徒の心身の変化や状態を把握できるよう、各学級において担任が、学校生活や連絡帳等をとおして日常の観察に努めるとともに、他の教科担当や他学年、他学部の教員、他職種の職員からも情報を得られるようにし、学校が一体となって早期発見に努める。
- ウ 具体的な事実が確認されなくても、児童・生徒の変化に気づいたときは、教職員間で情報を共有し、速やかに事実関係を確認する等、早期発見に努める。
- エ 児童・生徒の訴えがあるときは、担任が中心となり、他職種や管理職と連携を図りながら、当事者もしくは関係者からの聞き取りを行い、事実関係を把握する。また、各学級では、日頃から児童・生徒が心情を話しやすい雰囲気や人間関係の構築に努める。
- オ 児童・生徒が悩み事を相談できる場所、相手を明確にして周知し、児童・生徒みずから利用できるようにする。

（３）早期対応のための取組

- ア 当事者の教職員が孤立しないよう、周囲の支援体制を構築し、学校として組織的に対応する。
- イ 当事者の児童・生徒への聞き取りを行い、事実関係を把握する。いじめ対策委員会を招集して情報を共有し、対応策を確認する。
- ウ 加害もしくは不適切な行為のあった児童・生徒には組織的に対応し、本人が十分に理解し、行動が改善されるまで継続して粘り強く対応する。
- エ 被害の児童・生徒を保護し、安全を確保するとともに、他職種と連携を図りながら心身のケアを行う。
- オ 被害や影響が軽微な場合には、当事者が問題を理解し、行動を改善できる状態になった後、双方が相手を理解し合い、望ましい人間関係が作れるよう支援する。

（４）重大事態への対処

- ア 早期対応のための取組（アからエ）を踏まえながら、対応を進める。
- イ 教育委員会に報告する。

- ウ 全校保護者に報告し、解決に向けての協力を要請する。
- エ 関係機関と連携を図り、必要に応じて支援会議を招集して対応を協議する。地域資源を活用しながら、加害もしくは不適切な行為のあった児童・生徒や、被害の児童・生徒、その他に対して効果的な支援を行う。

5 教職員研修計画

(1) 年2回以上の研修を実施する。

- ① 年度初めに、校長の学校経営方針として、いじめ対策について周知する。
- ② 初任者研修（転任者を含む）
- ③ 服務事故防止研修
- ④ その他の機会を通じて

(2) 教育活動の全般を通じて人権尊重の教育を推進する。

- ① 道徳、情報、職業、保健体育、その他の授業における指導内容の工夫による具体的な事例指導や適応力の育成
- ② 言語活動の推進による、適切なコミュニケーションや表現力の向上
- ③ 特別活動（行事、学級活動、児童会・生徒会活動、部活動、課外活動等）における自主性の育成、自己肯定感の伸長、相手を認め尊重しあう態度の涵養

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) PTA 役員会、PTA 運営委員会と連携を図りながら、いじめ防止対策を推進する。
- (2) 学校便りや全校保護者会、学校ホームページ等を活用して、学校の取組を周知する。
- (3) 年度初めの支援計画の確認、年度末の支援計画の作成、支援計画相談等の際に、保護者から児童・生徒の様子を聞き取り、必要な支援について確認する。また、保護者から相談があったときは、随時対応する。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 健全育成連絡協議会を活用し、事例研究や参考となる取組を生かす。
- (2) 所管警察署のスクールサポーターと事案発生時に円滑な連携が図れるよう、日常的に連絡を取る。
- (3) 事例発生時には、地域の関係機関に呼びかけて支援会議を開き、地域資源を効果的に活用する。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 学校評価の中に「学校いじめ防止基本方針」や人権全般に関する項目を取り入れ、評価する。
- (2) いじめ対策委員会として年度の取組に関する評価を行う。年度末に委員会を開き、評価を総括するとともに、次年度への提言を作成し、校長に報告する。
- (3) 年度初めに、校長の学校経営方針の中で教職員に周知する。
- (4) 学校の取組を保護者にも周知し、理解、協力を求める。